

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日)に  
おき、  
その  
日

## 目次

- ◇規 則 河川法施行細則
- ◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法施行規則による指定医療機関からの届出
- 定期種牡畜検査の実施
- ◇人委規則 職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

## 規 則

河川法施行細則をここに公布する。

昭和四十年八月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第四十号

#### 河川法施行細則

#### (目的)

第一条 この規則は、河川法（昭和三十九年法律第六十七号。以下「法」という。）、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号。以下「令」という。）及び河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号。以下「省令」という。）

という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(河川の台帳を保管する事務所)

第二条 省令第七条第三号の河川の台帳を保管する事務所は、所轄土木出張所とする。

(申請書等の写しの部数)

第三条 省令別表第一から別表第三までの申請書等の写しの部数は、別表第一のとおりとする。

(流水占用料等の徴収)

第四条 法第二十三条から第二十五条までの許可を受けた者から、別表第二に定めるところにより、流水占用料、土地占用料又は河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収する。

(流水占用料等の減免)

第五条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、流水占用料等を減免することができる。

- 一 国又は地方公共団体において公用又は公共用に供するため流水又は土地を占用するとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。

(許可の申請等の経由)

第六条 法、令又は省令の規定により知事に対してなすべき許可、承認、完成検査若しくは裁定の申請、届出又は意見の申出は、所轄土木出張所の長を経由してしなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(県令及び規則の廃止)

2 次の各号に掲げる県令及び規則は、廃止する。

- 一 昭和二年五月鳥取県令第四十号
- 二 昭和四年十一月鳥取県令第七十号
- 三 昭和六年十二月鳥取県令第四十九号
- 四 河川法第四十五条及第四十七条ニ基キテ発スル命令ニ規定シタル事項準用ノ件(昭和七年二月鳥取県令第十号)
- 五 昭和八年八月鳥取県令第二十四号
- 六 昭和十二年六月鳥取県令第二十九号
- 七 昭和十五年三月鳥取県令第三十二号
- 八 水利使用料徴収規則(昭和二十二年十一月鳥取県規則第四十二号)
- 九 河川取締規則(昭和二十三年八月鳥取県規則第五十号)
- 十 河川管理員設置規則(昭和二十三年十月鳥取県規則第七十一号)
- 十一 昭和二十四年三月鳥取県規則第二十号
- 十二 発電用水利使用規則(昭和二十六年九月鳥取県規則第六十一号)
- 十三 河川法を準用すべき河川に認定した区域に対し河川法の規定を準用する規則(昭和二十七年十月鳥取県規則第八十四号)
- 十四 河川法を準用すべき河川に認定した区域に対し河川法の規定を準用する規則(昭和三十年一月鳥取県規則第一号)
- 十五 河川法を準用すべき河川に認定した区域に対し河川法の規定を準用する規則(昭和三十年五月鳥取県規則第二十七号)
- 十六 河川法を準用すべき河川に認定した河川に対し河川法の規定を準用する規則(昭和三十八年一月鳥取県規則第二号)
- 十七 河川法を準用する河川として認定した河川について準用する河川

法の規定を定める規則(昭和三十九年六月鳥取県規則第三十七号)

(河川及び国有土地水面の使用料、占用料、産物採取料徴収規則の一部改正)

3 河川及び国有土地水面の使用料、占用料、産物採取料徴収規則(昭和二十三年八月鳥取県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「河川及び」を削る。

別表の三の項を削る。

別表の備考(一)中「及び河川敷(堤防)使用料、占用料金表」を削る。

別表の備考(二)中「並びに河川敷(堤防)使用料、占用料金表の六及び七」を削る。

別表の備考(八)中「及び河川敷(堤防)使用料、占用料金表の五」を削る。

る。

別表第一

区		分		部	数
省令別表第一に係るもの	省令別表第一	二級河川に係る特定水利使用	市町村の数を加えた部数	二	
	その他の水利使用			一	
省令別表第二及び別表第三に係るもの				一	

別表第二

一 流水占用料(年額)

発電のための流水占用料は、次のイ及びロによりそれぞれ算定して得た額を合算して得た額とする。

イ 常時理論水力一キロワットにつき 四八〇円

□ 最大理論水力と常時理論水力との差 一キロワットにつき 二四〇円

備考 占用期間が一年未満のものは、月割計算とする。

二 土地占用料(年額)

占用物件の種類	単位	金額		摘要
		一等地	二等地	
建物又は工作物	一平方メートル	二〇円	一五円	
物置場	一平方メートル	二〇	一〇	
耕作地	一平方メートル	四	三	
放牧場、探草地その他 土地を原状のまま占用 するもの	一平方メートル	一	〇、八	
柱	一本	一〇〇	七〇	H柱は、二本として計算する。
柱の支線及び支柱	一本	一〇〇	七〇	
塔	一平方メートル	一五〇	八〇	
軌条	一平方メートル	二〇	一〇	
管類	一メートル	二〇	一〇	
標識・照明燈・街燈	一本	一〇〇	七〇	
看板・広告物	一平方メートル	一五〇	一二〇	表示面積を占用面積とする。

備考

一 本表中一等地とは都市計画法(大正八年法律第三十六号)第二条の規定により決定された都市計画区域内の地域をいい、二等地とは一等地以外の地域をいう。

二 本表に記載のないものは、本表中類似の種類による。

三 占用期間が一年未満のものは、月割計算とする。

四 一件の占用料が百円に満たないものは、百円とする。

三 河川産出物採取料

河川産出物の種類	単位	金額	摘要
土砂	一立方メートル	二五円	
砂利	一立方メートル	三五	かき込砂利を含む。
栗石	一立方メートル	四〇	
転石			
長径三〇センチメートル未満	一個	八	
長径三〇センチメートル以上	一個	一〇	
五〇センチメートル未満	一個	一五	
長径五〇センチメートル以上	一個	二〇	
長径七〇センチメートル以上	一個	七〇〇	
切石	一立方メートル	七〇〇	
割石	一立方メートル	二五〇	
竹木、あし、かや、ちもれ木、ささ、じゆん菜、はぜの実、芝及び雑草			時価を勘案して知事が定める額

備考

一件の採取料が百円に満たないものは、百円とする。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和四十年八月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十一号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次第四章第三節中「第十九款 削除」を「第十九款 削除（第八十二条・第八十三条）」に、「第二十二款 精神衛生相談所（第八十八条・第八十九条）」を「第二十二款 削除（第八十八条・第八十九条）」に改める。

第十条衛生課の項の第十九号中「、准看護学院」を削る。

第十条予防課の項の第十五号中「及び精神衛生相談所」を削る。

第十二条農地開拓課の項に次の一号を加える。

十六 農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和四十年法律第二百一十一号）の施行に関すること。

指 定 年 月 日 名 称 所 在 地

昭和四十年六月十五日 蘆山齒科医院 倉吉市上井町二丁目二の一三

八月 一日 上原産婦人科医院 堺町二丁目九二六の一番地

七月十六日 周防内科医院 米子市上後藤字外浜道東三二四番地 内科、消化器科、小児科 周防 俊成

鳥取県告示第四百三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一

項の規定に基づき、指定医療機関から次のとおり届出があつたので、同規則

第四章第三節第十九款を次のように改める。  
第十九款 削除

第八十二条及び第八十三条 削除

第四章第三節第二十二款を次のように改める。

第二十二款 削除

第八十八条及び第八十九条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。  
昭和四十年八月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

地 址 療 科 名 開設者名

齒科 蘆山 幸彦

産婦人科、内科、小児科、理学診療科 上原 崇義

内科、消化器科、小児科 周防 俊成

同条第二項の規定により告示する。

昭和四十年八月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称 眞島 医院  
 大谷 八頭郡若桜町大字若桜一九四  
 木下 米子市角盤町二丁目四五

所在地 鳥取市上段一一一

診療科名 内科、小児科、産婦人科  
 全科  
 内科、小児科

廃止理由 廃止年月日  
 医師死亡のため 昭和三十九年九月十二日  
 県外転居のため 四十年四月十三日  
 医師死亡のため 二十日

鳥取県告示第四百四号

鳥取県種牲畜検査条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号）第五条  
 第一項の規定による定期種牲畜（山羊）検査を実施するので、同条例同条  
 第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年八月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査日程

検査期日	検査開始時刻	検査場	検査所
八月 九日	午前九時	気高郡気高町	浜村旧家畜市場
〃 十日	午後一時	鳥取市吉方	鳥取家畜市場
〃 十日	午前十時	八頭郡船岡町	船岡
〃 十一日	午後一時	東伯郡東伯町	東伯
〃 十一日	午後一時	倉吉市八屋	倉吉
〃 〃	午前十時	西伯郡大山町	所子旧家畜市場
〃 〃	午後一時	淀江町	淀江家畜市場
〃 〃	午後九時	米子市勝田町	米子
〃 〃	午後一時	日野郡江府町	江尾
〃 〃	午後十時	日南町	生山
〃 〃	午前十時	境港市余子	余子検査場

人事委員会規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに  
 公布する。

昭和四十年八月六日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十二号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する

規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事  
 委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「条例第五条第一号に規定する伝染病及び第二条に規定  
 する家畜伝染病の病原」を「条例第五条第一号に規定する伝染病の病原体、  
 第二条に規定する家畜伝染病の病原体及び結核菌」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。